

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第432号)

平成17年12月8日

横情審答申第432号

平成17年12月8日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年5月11日栄生第51号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「本人に係る苦情・相談受付記録簿（平成16年11月8日供覧済み）」の個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「本人に係る苦情・相談受付記録（平成16年11月8日供覧済み）」の個人情報を開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本人に係る苦情・相談受付記録（平成16年11月8日供覧済み）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年2月3日付で行った個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの）第20条第1項の規定に基づき全部を開示したものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 苦情・相談受付記録は苦情・相談の内容を確認し、また、調査結果等について記録しておく目的で、事実を簡潔に記録している。様々な形で多く寄せられる健康などに関する相談業務について、記録されているもの、あるいは記録がないものも存在する。
- (2) 本件個人情報も同様の目的で作成されており、異議申立人（以下「申立人」という。）の当該相談に関しては、本件個人情報の他に文書は存在しない。
- (3) 栄福祉保健センターの医師は申立人の相談に対して、クリプトコッカス症の一般的な説明を行ったものであり、診療行為ではなく診療録は存在しない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は無効である。
- (2) 栄区福祉保健センター長は、申立人に対し、すべての文書を公開せよ。
- (3) 申立人は個人情報開示請求において、すべての文書（関連するすべての文書）を請求したが、以下のとおり、主要な部分の文書並びに記載のない事項及び虚偽事実がある。

(4) 申立人は平成16年10月27日、医師（センター医師）から約1時間クリプトコッカス病原菌に感染した事実につき、問診を受けるとともに、申立人が感染したと思われる鳩の糞毒の状況を証した写真25枚を示して問診を受けた事実が欠落しており、主要な部分であるから、虚偽を記載している。

また、12パーセントの死亡率（致命率）であるから、感染症であり、毒物であり、殺人、殺人予備、殺人未遂が、また、発病すれば、傷害罪ないし殺人未遂罪が適用されることを申立人は説明した。

これらの点、栄区福祉保健センターが、センター医師が立会った事実を認めており、医師法第18条により、申立人を問診等により診断した結果を記載した文書を作成しなければならないにも拘らず、同診断結果を記載した文書が全く公開されていない。

したがって、未提出文書があるから、主要な文書の公開を請求に違反して行った事実とその部分の記載がない虚偽があるから無効の法律行為である。

(5) 開示された文書は、理事長又は家族の言質を記載したものか、それとも業者からの聞取（聴取）りであるのか、二人の係長の言質であるのか、不明であること、また、「会議録にも、回覧や掲示等の対応が記載されていた。」とあるが、二人の係長が実際に直接見たものなのか、確認できたものなのか、不明であること、業者からの聞取り言質、申立人が係長やセンター医師に直接、写真証拠で見た状況と、全く相違する記載があり、不相当である公文書であるから、無効の文書である。

伝染病予防法第2条第3項により、横浜市、衛生局、栄区福祉保健センターは、クリプトコッカス病原菌が12パーセントの死亡率であった感染症の事実、毒物であった事実、同伝染病予防法第2条の3「病原体の有無に関し検査を請求する権利」との関係が全く記載がなく、診断・問診の結果を記載したものではないから、申立人が請求した一切の文書ではない。

したがって、「苦情・相談受付記録」のみは、一切の文書には該当しない。よって、申立ての趣旨記載の決定を申立てる。

(6) 申立人は、栄区から固定資産税を徴収され、納めているから、「管轄違い」を感染病に適用したり、消毒の緊急性、必要性からもデタラメな記載をしている公文書虚偽記載がある（刑法上の犯罪）。この点からも、早急に取消決定をなすべきである。

(7) 申立人は、栄区福祉保健センターから平成17年2月14日「苦情・相談受付記録」の閲覧を得たが、記載部分につき係長本人が、直接、会議録を見たのか否か不明であり、同本人も会議録を見たか否か不明と述べているため、主語は不明となることから、主

語の補足又は会議録を直接見たか否かにつき「付記」などの加筆が必要となる。この点、記載内容の一部訂正を請求する。

- (8) 管理組合（のだれ）が述べたのか、業者の作業員が述べたのか不明である。そこで、同文句の主語が不明であることが明らかとなることから、特定する補足を、又は「付記」の形で補足するよう請求する。

5 審査会の判断

(1) 福祉保健センターについて

福祉保健センターは、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供等を一体的に展開するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づく福祉に関する事務所及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく保健所として設置されている。福祉保健センターの業務として衛生問題についての苦情の受付や健康に関することなどの相談業務が行われている。また、医療法（昭和23年法律第205号）第8条の規定に基づき平成7年1月17日に横浜市栄保健所として神奈川県知事に診療所開設届が出されている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人が平成16年10月27日に栄福祉保健センターで行った鳩の糞の健康被害及び消毒・清掃についての相談の記録であり、受付日時、受付者、受付方法、苦情、相談者の住所、氏名、対応者及び相談内容（対応内容を含む。）が記録されている。

(3) 対象となる個人情報について

ア 申立人は、クリプトコッカス症について問診を受けているが医師法（昭和23年法律第201号）により診断した結果を記載した文書を作成しなければならないにもかかわらず、その診断結果を記載した文書が全く公開されていないと主張している。

イ これに対し、実施機関は、本件個人情報以外には当該相談に関して、この他に文書は存在しないとしている。また、栄福祉保健センターの医師は、申立人に対しクリプトコッカス症の一般的な説明を行ったのみで、診療は行っておらず、診療録は存在しないとしている。

ウ 医師法第24条第1項では、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」と規定されており、診療が行われていれば診療録が作成されていなければならない。

本件苦情・相談受付記録には、申立人が平成16年10月27日に鳩の糞の健康被害及び消毒・清掃についての相談を行ってから平成16年11月4日までの経過が記録されている。平成16年10月27日の相談については「鳩の糞の健康被害についてセンター医師より説明」及び「鳩から感染する疾患の資料を送付」との記録がされているが、診療行為があったと推測される記述は認められない。

エ 当審査会では、診療が行われたことを示す文書が存在しているか確認するため、実施機関に係る文書を調査させた。しかしながら、診療の申込書や診療に伴う支払関係文書等の診療があったことを示すものの存在を認めることはできなかった。

また横浜市福祉保健センター業務運営指針（平成13年10月横浜市市民局、福祉局、衛生局発行）には、福祉保健センターの業務として、感染症対策が挙げられており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき健康診断、入院勧告等のまん延防止対策などを実施することとされている。しかし、当時から現在に至るまでクリプトコッカス症は同法にいう感染症には指定されておらず、感染症対策業務の対象ではなかった。このほか、診療に係る業務としては、基本健康診査、がん検診等が考えられるが、これらは定められた日時及び場所において集団で行われているものであり、個別の相談の際に行われるものではない。

さらに、本件苦情・相談受付記録によれば平成16年10月27日の相談には、栄福祉保健センターの医師のほか、環境衛生係長等が同席していたとされており、異議申立書にもそれを推測させる記述がある。一般的に第三者が同席している中で診療をすることは考えがたい。

このように、栄福祉保健センターの申立人に対して診療を行っていないとの主張を疑わせるような点は認められず、当審査会として診療録が作成されたと判断するにはいたらなかった。

オ したがって、本件個人情報以外に当該相談に関する文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

カ その他、申立人は縷々主張するが、本件異議申立てに関する結論を左右するものではない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を開示した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年5月11日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成17年5月20日 (第2回第三部会) 平成17年5月26日 (第61回第一部会) 平成17年5月27日 (第63回第二部会)	・諮問の報告
平成17年10月13日 (第70回第一部会)	・審議
平成17年10月27日 (第71回第一部会)	・審議
平成17年11月10日 (第72回第一部会)	・審議